

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

第1 経過措置

<p>施行日</p>	<p>(原則として) 2020年4月1日</p>
<p>施行日前に締結された契約や、既に発生していた債権・債務についても新法が適用されるか</p>	<p>【原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に締結された契約や、既に発生していた債権・債務については、旧法が適用。 ・ただし、施行日後に生じた債権・債務であっても、その原因が施行日前に生じていたときには旧法が適用。 <p>【例外】</p> <p>①時効の更新・完成猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新・完成猶予の原因事由が施行日以後に生じた場合に新法が適用。 <p>②法定利率関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定利率（新404） 施行日前に利息が生じた場合には、その利息を生ずべき債権（元本債権）については旧法（5%）が適用。 ・金銭債務の不履行に係る遅損金 施行日前に遅延の責任を負った場合には、旧法（5%）を適用。 ・中間利息控除 施行日前に損害賠償請求権が生じた場合には、旧法（5%）を適用。 <p>③弁済の充当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に弁済がなされた場合には、旧法を適用。 <p>④相殺の充当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に相殺の意思表示がされた場合には、旧法を適用。 <p>⑤定型約款</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に締結された契約に係る定型約款（旧定型約款）についても、新法が適用されるが、旧法の規定によって生じた効力は妨げられない。 ・ただし、施行日の前日までに、契約当事者の一方（ただし、契約または法律の規定により解除権を現に行使することができる者等は除く。）が反対の意思表示をした場合には、旧法が適用される。 <p>⑥賃借人による妨害停止等請求権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に不動産賃貸借契約が締結された場合であっても、施行日後にその不動産の占有を第三者が妨害し、またはその不動産を第三者が占有しているときは、新法が適用。 <p>⑦不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで除斥期間と解されていた長期の権利消滅期間を消滅時効期間とする

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>改正については、施行日において除斥期間が既に経過していなければ新法が適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命・身体の侵害による損害賠償請求権についての短期消滅時効期間を「3年」から「5年」とする改正についても、施行日に既に3年の時効が完成していなければ新法が適用。 <p>【『原則』の派生類型】</p> <p>①代理による法律行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に代理権の発生原因（代理権授与行為等）が生じた場合は旧法が適用。 ・ただし、新13I⑩の経過措置に関しては別の定めあり。 <p>②消滅時効期間（不法行為に基づく損害賠償請求権を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に債権が発生した場合には旧法が適用。 ・ただし、契約に基づく債権については、（債権発生時ではなく）契約時が基準。 →停止条件付債権の場合、条件成就時ではなく、契約時が施行日より前か否かが基準となるので注意。 <p>③債権者代位権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に被代位権利が生じた場合には旧法が適用。 <p>④詐害行為取消権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に詐害行為がされた場合は旧法が適用。 <p>⑤債権譲渡（譲渡制限特約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前に債権譲渡の原因となる法律行為がされた場合は旧法が適用。 <p>⑥被差押え債権を受働債権とする相殺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行日前の原因に基づいて自働債権が生じた場合は旧法が適用。 <p>⑦賃借人の必要被償還請求権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（必要費を支出した時ではなく）賃貸借契約締結時が基準。 <p>⑧売主の契約不適合責任（かつての瑕疵担保責任）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（引き渡し時ではなく）売買契約締結時が基準。 <p>⑨使用者に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（事故発生時ではなく）雇用契約締結時が基準。
<p>施行日前に締結された契約が、施行日後に更新された場合に新法が適用されるか</p>	<p>①合意による更新の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新法が適用。 <p>②法定更新の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新を「推定」する規定に基づく更新の場合は、新法が適用。 ex：賃貸借契約の更新の推定（619I）、雇用契約の更新の推定（629I） ・更新したものと「みなす」規定に基づく更新の場合は、旧法が適用。

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	ex：借地借家契約の法定更新（借地借家法 26）、有期労働契約の法定更新（労働契約法 19）
--	--

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

第2 民法総則

意思能力	<p>①規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思能力を有しない者がした法律行為は無効とする旨が明文化された（新3の2）。
公序良俗	<p>①要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無効となる対象が、公序良俗に反する事項を目的とする法律行為（旧90）から、公序良俗に反する法律行為に変更された（新90）。 ・法律行為の目的（≡法律行為の内容）のみならず、法律行為が行われる過程・動機その他の事情についても判断要素とする裁判実務の判断枠組みを明文化したものである。
心裡留保	<p>①要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心裡留保による意思表示は、「相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、または知ることができたとき」に無効となる旨が明文化された（新93Ⅰ）。 <p>②第三者保護規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善意の第三者に対抗できない旨が明文化された（新93Ⅱ）。
錯誤	<p>①要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の2要件を明文化した（新95の2）。 <ul style="list-style-type: none"> ①錯誤に基づき意思表示がされていたこと（主観的な因果関係の存在） ②錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること（客観的な重要性の存在） <p>②類型の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「表示の錯誤」と「動機の錯誤」の2類型があることを条文上明示した（新95Ⅰ）。 <p>③動機の錯誤に関する特則の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機の錯誤による意思表示の効力を否定するためには、表意者にとって法律行為の動機となった事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていない旨が明文化された（95Ⅱ）。 <p>④効果の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>錯誤の効果を「無効」から、「取消し」に変更した（新95Ⅰ）。</u> <p>⑤表意者に重過失がある場合の取扱いの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錯誤が表意者の重大な過失による場合であっても、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかったとき、あるいは、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは、例外的に錯誤による意思表示の効力を否定することができるものとされた（95Ⅲ）。

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>⑥第三者保護規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善意無過失の第三者に対抗することができない旨が明文化された（新 95IV）。
<p>詐欺</p>	<p>①第三者詐欺の要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方に対する意思表示について、第三者が詐欺を行ったことを相手方が知っていたときだけでなく、「知ることができたとき」にも、取消することができるに変更した（新 96II）。 <p>②第三者保護規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護の対象を、「善意の第三者」から、「善意・無過失の第三者」に変更した（新 96III）。
<p>意思表示の効力の発生</p>	<p>①意思表示全般の効力発生時期の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（隔地者に対するものに限らず）意思表示全般について、その通知が相手方に到達した時からその効力が生ずる旨が明文化された（新 97I）。 <p>②意思表示の到達が妨げられた場合に関する規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思表示の相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げた場合に、その通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす旨が明文化された（新 97II）。 <p>③相手方が意思能力を有しなかった場合の意思表示の効力発生時期の明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①意思表示の相手方が意思無能力者であった場合、その意思表示をもって相手方に対抗できないこと、②意思能力を回復した相手方が意思表示を知った後や、その法定代理人が意思表示を知った後には、意思表示を対抗することができる旨が明文化された（新 98の2）。
<p>代理行為の有効性</p>	<p>①代理行為の瑕疵に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理行為の瑕疵の有無は代理人によるとした旧 101I に関して、瑕疵の有る意思表示を代理人がした場合と相手方がした場合とで区別する規定を設け、意思の不存在や錯誤等についてはあくまでも意思表示を代理人がした場合のみ代理行為の瑕疵として問題となる旨を定めた（新 101）。 <p>②特定の法律行為を委託された代理人に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が特定の法律行為を代理人に委託した場合について、判例に従い、代理人が行った行為が本人の指図に従ったものであったかどうかにかかわらず、本人が知っていた事情については代理人が知らなかったことを主張することができない旨を明文化した（新 101III）。 <p>③制限行為能力者による代理行為に関する規定の見直し・新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限行為能力者が代理人として行った行為は、行為能力の制限によっては取消すことができない旨を明文化した（新 102）。 ・例外的に、制限行為能力者が「他の制限行為能力者」の法定代理人として行った行為については、行為能力の制限を理由に取消することができるものとした

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	(新 13 I ⑩等)。
代理人及び復代理人の権利義務	<p>①復代理人を選任した任意代理人の責任に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復代理人を選任した任意代理人が本人に対して負う責任を選任・監督責任に軽減（限定）していた旧 105 を削除し、任意代理人は債務不履行責任の一般原則に従って責任を負う旨を定めた。 <p>②復代理人の権利義務に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復代理人の権利義務について、その範囲が必ずしも代理人のそれと同一ではないことを文言上も明確とするため、「代理人と同一の権利を有し、義務を負う」旨定めた旧 107 を、「その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負う」と改めた（新 106 II）。
代理権の濫用・利益相反行為	<p>①代理権の濫用に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例の趣旨を踏まえ、相手方がその目的を知り、または知ることができたときは、その行為は無権代理とみなす旨の規定を新設（新 107）。 <p>②自己契約・双方代理に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、自己契約・双方代理の効果は、無権代理行為とみなされるものであることを明文化した（新 108 I）。 ・それら以外の利益相反行為についても、判例の趣旨を踏まえて同様の効果となる旨の規定を新設した（新 108 II）。
無権代理 表見代理	<p>①表見代理既定の重畳適用事例に関する規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、代理権授与の表示はされたものの代理権を有しない者が表示された代理権の範囲外の行為をした場合において、その相手方が当該行為についての代理権の存在を信すべき正当な理由があるときは、本人が当該行為についての責任を負う旨を明文化した（新 109 II）。 ・判例に従い、代理人であった者が代理権消滅後に過去に有していた代理権の範囲外の行為をした場合において、その相手方が当該行為についての代理権の存在を信すべき正当な理由があるときは、本人が当該行為についての責任を負う旨を明文化した（新 112 II）。 <p>②代理権消滅後の表見代理における第三者保護要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な解釈に従い、旧 112 本文の「善意」との文言を、「代理権の消滅の事実を知らなかったとき」と改めた（新 112 I 本文）。 <p>③無権代理人の責任に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無権代理人が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったときであっても、無権代理人が自己に代理権がないことを知っていたときは、無権代理人は新 117 I の規定による無権代理人の責任を負う旨が定められた（新 117 II ②ただし書）。 ・代理権の存在や、本人の追認を得たことの主張立証責任が無権代理人の責任を

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	免れようとする無権代理人側にあることがより明確になるよう条文の表現が改められた。
無効・取消し	<p>①無効な行為（取消されて無効とみなされた行為を含む）に基づいて債務が履行された場合の当事者義務に関する規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「無効な行為」（取消されて無効とみなされた行為を含む。）に基づいて債務が履行された場合に、当事者が原則として相手方に対する原状回復義務を負う旨の規定が新設された（新 121 の 2 I）。 ・例外的に、「無効な行為」が贈与等の無償行為であって、給付を受けた者が、給付を受けた当時、当該行為が無効であること（あるいは取消することができるものであること）を知らなかったときには、返還義務の範囲が現存利益に限定される旨の規定を新設した（新 121 の 2 II）。 ・また、行為時点について意思無能力者あるいは制限行為能力者であった者についても、その返還義務の範囲を現存利益に限定する旨の規定を新設した（新 121 の 2 III）。
取消し得る行為の追認	<p>①第三者保護規定の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「追認によって第三者の権利を害することはできない」（旧 122 ただし書）との文言を削除した（新 122）。 <p>②追認の要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、追認の要件として、①取消しの原因となっていた状況が消滅した後にするのみならず、②追認者が取消し権を有することを知っていることも必要であることを明文化（新 124 I）。 ・例外的に、取消し原因たる状況の消滅を要せずに追認できる場合として、①法定代理人等が追認する場合だけでなく、②制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人等の同意を得て追認をする場合も含まれることを明文化した（新 124 II ②）。
条件	<p>①不正に条件を成就させた場合に関する規定を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、条件の成就により利益を受ける当事者が不正に条件を成就させた場合には、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなす旨の規定を新設した（新 130 II）。
消滅時効の援用権者	<p>①援用権者に関する規定の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例の趣旨を踏まえ、消滅時効の援用権者である「当事者」（旧 145）に、「保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者」が含まれる旨を明文化した（新 145 かつこ書）。
時効の中断・停止	<p>①「中断・停止」制度⇒「更新・完成猶予」制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、「中断」事由とされていたもののうち、①それまでの時効期間の経過を無意味とする性質のものについては「更新」事由、②時効の完成を猶予するに

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>過ぎない性質のものについては「完成猶予」事由として再構成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、「停止」事由とされていたものについては、「完成猶予」事由とした。 <p>②中断・停止事由の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判上の請求等 <ul style="list-style-type: none"> ①裁判上の請求、②支払督促、③裁判上の和解・民事調停・家事調停、④破産手続参加・再生手続参加・更生手続参加のいずれかの事由が生じると、まずは、時効の完成が猶予される（新 147 I）。 次に、これらの各事由に係る裁判手続において、確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、各事由の終了の時まで時効の完成が猶予された上で、その事由の終了の時において時効は更新され、時効期間は新たにその進行を始める（新 147 II）。 他方で、確定判決等の権利の確定に至ることなく途中で各事由が終了した場合には時効の更新は生じないが、その終了の時から 6 か月を経過するまでは、引続き時効の完成が猶予される（新 147 I かつこ書）。 ・強制執行等 <ul style="list-style-type: none"> ①強制執行、②担保権の実行、③形式競売、④財産開示手続の各事由が生ずれば、その事由の終了まで、時効の完成が猶予され（新 148 I）、その上で、その事由の終了の時において時効は更新され、時効期間は新たにその進行を始める（新 148 II）。 ただし、申立ての取下げまたは法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了したときは、時効の更新は生じないが、その終了の時から 6 か月を経過するまでは、引続き時効の完成が猶予される（新 147 I かつこ書）。 ・仮差押え等 <ul style="list-style-type: none"> ①仮差押え、②仮処分の各事由があれば、その事由が終了したときから □仮差押え、□仮処分の各事由があれば、その事由が終了したときから 6 か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予される（新 149）。<u>旧法と異なり、時効の更新の効果はない。</u> ・催告 <ul style="list-style-type: none"> 催告から 6 か月を経過するまでの間は、時効の完成は猶予される（新 150 I）。 もっとも、判例を踏まえ、催告によって時効の完成が猶予されている間の再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しないものとされた（新 150 II）。 また、協議を行う旨の合意（後述）によって時効の完成が猶予されている間にされた催告も、時効の完成猶予の効力を有しない（新 151 III）。 ・協議を行う旨の合意 <ul style="list-style-type: none"> <u>権利についての協議を行う旨の合意が書面または電磁的記録によりされた</u>
--	---

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>きは、<u>所定の期間、時効の完成が猶予される旨の規定が新設された（新 151）</u>。具体的には、問題とされている権利の存否や内容について協議を行う旨の合意が必要である。「書面」、「電磁的記録」には、当事者双方の協議意思が現れていれば足り、様式等に特段の制限はなく、当事者の記名・押印等も要しない。<u>猶予される期間は、①合意時から 1 年経過時であるが、②合意において 1 年未満の協議期間を定めた場合はその期間の経過時である。もっとも、①または②の経過時まで、協議の続行を拒絶する旨の書面又は電磁的記録による通知がなされた場合には、通知の時から 6 か月経過時まで（ただし、①または②の経過時が先であればその時点まで）、時効の完成が猶予される（新 151 I）</u>。<u>協議を行う旨の合意により時効の完成が猶予されている間に、再度協議を行う旨の合意がされれば、その合意の時点から更に時効の完成が猶予されるが（新 151 II 本文）、本来の時効が完成すべき時から通算して 5 年を超えることができない（新 151 II ただし書）</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認 権利の承認があったときは、時効は更新され、そのときから時効期間は新たにその進行を始める（新 152 I）。 ・未成年等、夫婦間の権利、相続財産、天災等 旧法で停止事由とされていたこれらの事由については、完成猶予事由とされた（新 158～161）。 なお、天災等による時効の停止（完成猶予）期間は、旧 161 では障害が消滅したときから 2 週間とされていたが、新 161 では 3 か月と改められた。
<p>消滅時効期間 （債権一般）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①短期消滅時効の特例の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職業別の短期消滅時効の特例（旧 170～174）、及び、商行為によって生じた債権に関する短期消滅時効の特例（旧商法 522）を廃止した。</u> ②消滅時効期間の見直し（主観的起算点からの消滅時効の導入） <ul style="list-style-type: none"> ・<u>債権の原則的な消滅時効期間について、「権利を行使することができる時」から 10 年という時効期間に加えて、「権利を行使することができることを知った時」から 5 年という時効期間を新設した（新 166 I ①）</u>。 ・「債権者が権利を行使することができることを知った」というためには、権利の発生原因についての認識のほか、権利行使の相手方である債務者を認識することが必要である。
<p>定期金債権・ 定期給付債権 の消滅時効</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①定期金債権の消滅時効期間の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・<u>支分権である定期給付債権を行使することができることを知った時から 10 年間行使しないとき、または支分権である定期給付債権を行使することができる時から 20 年間行使しないときには、時効によって消滅するものとされた（新 168 I）</u>。

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>②定期給付債権の消滅時効の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧 169 は、年またはこれより短い時期によって定めた定期給付債権の時効期間を 5 年と定めていたが、これが削除され、消滅時効の一般的な規律が適用されることとなった（新 166 1）。
<p>生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間</p>	<p>①消滅時効期間の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人の生命・身体の侵害（精神的機能の侵害を含む。）による損害賠償請求権について、①これが債務不履行に基づく場合には、権利を行使することができる</u> <u>ときから 10 年という時効期間を 20 年とし（新 167）、②不法行為に基づく場合には、損害及び加害者を知った時から 3 年という時効期間を 5 年とした（新 724 の 2）。</u>
<p>不法行為に基づく損害賠償請求権の除斥期間</p>	<p>①「除斥期間」⇒「消滅時効」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>不法行為に基づく損害賠償請求権に係る長期権利消滅期間につき、それが「除斥期間」ではなく、「消滅時効期間」とであると定めた（新 724② ※旧法下では除斥期間と解されていた。）。</u> ・これにより、①時効の更新・完成猶予の規定が適用されることとなり、また、②加害者側からの長期消滅時効の主張に対し、信義則違反や権利濫用に当たると主張し得ることとなった。

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

第3 債権総論

<p>善管注意義務</p>	<p>①善管注意義務の内容・程度に関する判断枠組みの明文化 ・一般的な解釈に従い、<u>善管注意義務について、「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定める」との判断枠組みを明文化した（新400）。</u></p>
<p>選択債権の 特定</p>	<p>①特定の要件の見直し ・選択債権の特定の要件に関し、選択債権の目的である数個の給付の中に不能のものがある場合には、給付の不能が選択権者の過失によるときに限り、残存する給付が当然に債権の目的となると変更した（新410）。</p>
<p>履行遅滞 履行不能</p>	<p>①履行遅滞の要件の見直し ・一般的な解釈に従い、債務者は、不確定期限が到来したことを知らなくても、期限到来後に履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う旨を明文化した（新412Ⅱ）。</p> <p>②履行不能の要件の見直し ・判例に従い、債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときには、債権者は、その債務の履行を請求することができない旨を明文化した（新412の2Ⅰ）。</p> <p>③「原始的不能」に関する規定の新設 ・<u>契約に基づく債務の履行が契約の成立時に不能（いわゆる原始的不能）の場合であっても、債務不履行に基づく損害賠償請求をすることは妨げられない旨の規定が新設された（新412の2Ⅱ）。</u></p> <p>④履行遅滞後に履行不能が生じた場合の帰責事由の明文化 ・一般的な解釈に従い、債務者が履行遅滞責任を負っている間に、当事者双方の責めに帰することのできない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行不能は債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす旨を明文化した（新413の2Ⅰ）。</p>
<p>受領遅滞</p>	<p>①効果の明文化 ・判例及び一般的な解釈に従い、その効果として、①特定物の引渡債務の債務者が負う目的物の保存義務が、善管注意義務から、自己の財産に対するのと同一の注意義務に軽減されること、②増加した履行費用は債権者の負担とすること、③受領遅滞となった後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能となったときにはその履行不能は債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなすことが明文化された（新413、413の2Ⅱ）。</p>
<p>履行の強制方法</p>	<p>①既定の削除 ・債務不履行が生じた場合の履行の強制の具体的な方法を定めた旧414ⅡⅢが</p>

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

<p>債務不履行による損害賠償</p>	<p>削除され、民事執行法に一元化された（新民事執行法 171 I 各号）。</p> <p>①要件（帰責事由）の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 判例に従い、履行遅滞など履行不能以外の債務不履行についても、債務者に帰責事由がない場合には責任を負わない旨を明文化した（新 415 I）。 <p>②填補賠償の要件の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な解釈を踏まえ、①債務の履行が不能であるとき（新 415 II ①）、②債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき（新 415 II ②）、③債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、または債務の不履行による契約の解除権が発生したとき（新 415 II ③）のいずれかの要件に該当するときには、債権者は債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる旨の規定を新設した。 <p>③特別事情によって生じた損害の賠償に関する要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な解釈に従い、特別事情によって生じた損害の賠償について、当事者が「その事情を予見すべきであったとき」には賠償を請求することができる旨の規定に変更した（新 416 II）。 <p>④過失相殺の対象となる過失についての明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な解釈に従い、過失相殺においては、債務の不履行についての債権者の過失のみならず、損害の発生または拡大についての債務者の過失についても考慮すべき旨を明文化した（新 418）。 <p>⑤予定された損害賠償額を裁判所が増減できない旨の規定の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所は当事者間で予定された損害賠償額を増減することができないとする旧 420 I 後段の規定を削除した。 <p>⑥代償請求権に関する規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 判例に従い、代償請求権（債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務者がその債務の目的物の代償である権利または利益を取得した場合に、債権者がその権利の移転または利益の償還を債務者に対して求めることができる権利。）を明文化した。
<p>法定利率</p>	<p>①法定利率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定利率を「5%」から、「3%」に引き下げた（404 II）。 <p>②利率の「ゆるやかな変動制」の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定利率に関し、以下を内容とする変動制を採用した（新 404 III～V）。 <ul style="list-style-type: none"> ①法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、 ②以下の基準により変動する。 ②直近変動期（法定利率の数値に実際に変動があった期のうち直近のものをいう。ただし、新法施行後最初の変動があるまでは、新法の施行後最初の期をいう。）の「基準割合」と当期における「基準割合」との差に相当する割

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>合を、直近変動期における法定利率に加算し、又は減算する。ただし、その差の1%未満の端数は、切り捨てる。差が1%を下回る場合には、法定利率の変動は生じない。</p> <p>③各期における基準割合とは、法務省令で定めるところにより、過去5年間（各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月）における短期貸付けの平均利率の合計を60で除して計算した割合（0.1%未満の端数は切捨て）として法務大臣が告示するものをいう。</p> <p>③どの時点の利率を採用すべきかに関する準則の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息 利息が生じた最初の時点における法定利率を用いる（新404I）。 ・遅延損害金 債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率を用いる（新419I）。 ・中間利息控除 損害賠償請求権が生じた時点における法定利率を用いる（新417の2I、722I）。
<p>債権者代位権の要件等</p>	<p>①債権の保全の必要性の要件の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な解釈に従い、「自己の債権保全するために必要がある」ことが債権者代位権であることを明文化した（新423I本文）。 <p>②差押禁止債権の代位行使の禁止の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な解釈に従い、責任財産に含まれない差押禁止債権（民事執行法152所定の額の範囲内の給与債権など）については、代位行為することができない旨を明文化した（新423Iただし書）。 <p>③強制執行により実現することのできない債権に基づく債権者代位の禁止の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な解釈に従い、強制執行により実現することのできない債権（破産免責の手續によって免責された債権など）に基づいて債権者代位を行使することができないことが明文化された（新423III）。 <p>④裁判所の代位制度の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判上の代位制度（旧423II）を廃止した。
<p>債権者代位権の行使方法等</p>	<p>①代位行使の可能な被代位権利の範囲の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、債務者の権利が可分であるときは、債権者は自己の債権の額の限度においてのみ代位行使できる旨を明文化した（新423の2）。 <p>②債権者から相手方への直接の支払請求権等の明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、①被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、代位した債権者は、直接自己に対してその支払や引渡しをするこ

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>とを相手方に求めることができること、②その支払や引渡しが代位した債権者にされたときは、債務者の権利（被代位権利）が消滅する旨が明文化された（新 423 の 3）。</p> <p>③相手方が債務者に対して有する抗弁の取扱いの明文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、被代位権利を行使した債権者に対抗することができる旨が明文化された（新 423 の 4）。 <p>④債務者の処分権限の制限の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者はその権利について取立てその他の処分をすることができ、相手方も債務者に対して履行をすることが妨げられない旨の規定が新設された（新 423 の 5 ※従前の判例・裁判例はこれとは異なる考え方を採用していた。）。 <p>⑤債権者代位訴訟に関する債務者への訴訟告知制度の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者が債権者代位に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない旨の規定が新設された（新 423 の 6）。
<p>債権者代位権 （登記・登録請求権の保全を目的とする債権者代位）</p>	<p>①登記・登録請求権の保全を目的とする債権者代位権に関する規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例上認められていた登記・登録請求権の保全を目的とする債権者代位権（いわゆる『転用型の債権者代位権』）につき、一般の債権者代位権とは区別して規定を設けた上で、代位権行使の範囲の規定（新 423 の 2）は準用されないことなどを明文化した（新 423 の 7）。
<p>詐害行為取消権の要件</p>	<p>①対象となる行為の範囲の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判例に従い、法律行為に限らず、弁済等の厳密な意味では法律行為に当たらない行為も詐害行為取消権の対象となる旨を明文化した（新 424 I）。 <p>②被保全権利の範囲の限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者は、その債権が債務者の財産処分行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、当該行為について詐害行為取消し請求をすることができるものとされた（新 424 III）。 <p>③被保全権利の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な解釈に従い、強制執行により実現することのできない債権（破産免責の手續などによって免責された債権など）に基づいて詐害行為取消請求をすることができない旨を明文化した（新 424 IV）。 <p>④行為類型ごとの要件の特例の新設</p> <p>(1)相当の対価を得てした財産処分行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①～③の全てに該当する場合に限り、詐害行為取消権を行使することができるものとされた（新 424 の 2）。 <p>①不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更によ</p>

民法（債権法）改正 改正ポイント一覧表①
 ～経過措置、民法総則、債権総論（詐害行為取消権まで）

	<p>り、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（隠匿等の処分）をするおそれを現に生じさせるものであること</p> <p>②債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと</p> <p>③受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと</p> <p>(2)既存の債務についての担保の供与及び対価的均衡のとれた債務消滅行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①②のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消権を行為することができるものとされた（新 424 の 3） ①債務者が支払い不能であったときに行われたものか、または債務者の義務に属せず、若しくはその時期が債務者の義務に属しない行為であって支払不能になる前 30 日以内に行われた者であること ②当該行為が、債務者と特定の債権者（受益者）とが通謀して、他の債権者を害する位置をもって行われたものであること <p>(3)対価的な均衡を欠く債務消滅行為（424 の 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消滅した債務の額に相当する部分は、対価的に均衡のとれた債務の消滅に関する行為と同様の新 424 の 3 のルールに服することとし、それを超える部分については、原則規定である新 424 所定のルールに服するとした ・債務者が給付した財産が不可分なものであるときは、債権者はその一部に相当する価額の償還をもとめることになる（新 424 の 6 I 後段）。
--	---

以上